

## 本市の部活動地域展開の方向性

令和10年8月まで従来の部活動を継続したうえで、同年9月から以下の新たな枠組みを開始する。

### 新たな枠組み

- ① 部活動の教育的意義を受け継ぐ活動として、地域主体による地域クラブ活動「京クラ」を創設
- ② 平日完全下校の時刻まで学校内での活動の場を確保する取組として、生徒主体の放課後活動「放活」を実施  
これに伴い、原則、令和10年8月末で中学校部活動は廃止

## 「京クラ」とは

- 生徒の移動距離等を考慮した身近な地域ごとに、バランス良く活動場所や活動内容を設定。
- 指導者は地域や民間団体の方、大学生等が担うことを想定し、学校だけでなく地域全体で生徒の健全な育成に関わる（教員が兼業兼職制度により地域指導者となることも想定）。
- 費用は原則本人負担。



## 「放活」とは

- 生徒の放課後の選択肢を更に広げるため、平日完全下校の時刻まで、市立中学生に学校内での活動の場を確保する（本市独自の取組）。
- 放活は学校管理内で実施、活動内容は生徒が学校とともに主体的に考えて取り組むことが基本。
- 生徒が、仲間とともに自分たちで取組を企画したり、時期に応じて活動内容を変えたりすることを想定。
- 教職員は、従来の学校部活動の顧問のような指導者ではなく、安全面での指導、生徒からの相談等、教育的な面から必要に応じて支援。
- 生徒の費用負担は原則なし。

## 本市の地域クラブ活動「京クラ」と「放活」の概要

### 京クラ（学校管理外）

生徒が在籍する学校の枠を越えて、多様な活動の中から等しく選択できる環境を整備するため、生徒の移動距離等を考慮した身近な地域ごとに、バランスよく活動場所や活動内容を設定する。

#### ポイント

実施主体	地域・民間団体
指導者	地域・民間指導者 ※教職員の兼業兼職も想定
対象者	市立中学生、他
活動場所	市立中学校、他
費用負担	原則本人負担

### 放活（学校管理内）

平日放課後に、生徒が主体的に活動できる機会として、各学校体制等の状況に応じ、在籍生徒を対象に行う取組。校内での生徒主体の活動場所や居場所を確保する。

#### ポイント

実施主体	学校・生徒
指導者	原則なし ※必要に応じて、外部人材（指導）や教職員（見守り等）を設置
対象者	在籍校生徒
活動場所	在籍校
費用負担	原則不要